

令和6年（2024年）12月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和6年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年12月17日（火）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平 野 隆 久	1 番 脇 昭 博
-------------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますのでご了承ください。

入江康仁議長

それでは、ご報告申し上げます。

本定例会において、6人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

本定例会の一般質問については、本日が3人、18日の本会議で3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思います。

なお、会議の終了時間ではありますが、午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承くださいと思います。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野隆久議員

1 番 脇 昭博議員

のご両名を指名いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 町道認定についての請願の撤回の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました請願取下申出書のとおり、請願者の柳田伊和男氏他 6 名から申し出がありましたので、これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

町道認定についての請願の撤回の件は、許可することに決定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第3 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る12月2日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第51条の2の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないように十分注意をしていただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁していただき、数値的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、6番 東篤布議員の発言を許します。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

それでは、本年度最後の12月議会の一般質問を議長の許可をいただきまして、町長及び担当課長に質問させていただきます。

まず、第1番目に町民の幸せとは、ということでありまして、たくさんあるんですから、まず町民の幸せとはどういうことなのかなと、まずこれを町長にお答えいただいて、各質問に移りたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町民の幸せという大上段からのご質問をいただきました。

まず、幸せということは、人それぞれ感じることによって幸せというものがあると思いま

す。私、いつも相田みつをの言葉を引用しております。「幸せはいつも自分のこころの中にある、こころが決める」という言葉が相田みつをの言葉にありまして、それをそのとおりだなと思って、自分の心がウェルビーイングという言葉よく使われますが、身体的、精神的、それから社会的に今よりより充実するようなことを述べさせていただきます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

相田みつをさん、僕も長い刑務所生活の中で相田みつをの本もよく読ませていただきました。その中で僕が一番印象に残っているのは、できなかったんじゃないんだと、やらなかったんだと、こういう言葉があります。

自分の人生の中で、自分の一議員の中の生活の中で、あれができなかった、これができなかったということはたくさんございます。でも、この相田みつをの言葉を思い浮かべて、できなかったんじゃないんだ、自分自身がやらなかったんじゃないかという、これは僕の好きな言葉であります。

私が考える町民の幸せとは、先日も、友人を亡くしたんですが、いろんな方々の葬儀に行ったときに、この町に住んでいろんな方と出会って、俺はこの町で生まれて育ってここで死ねて幸せだなとそう感じられる、それがこの時代にもそういうことですけどもね。それが町民の幸せじゃないかなと考えます。

そこで、質問の順番は前後いたしますが、そういった中で町民の幸せを考えたときに、まず、自分のところに水道が来ていない、これ困っている人がおるわけです。

いわゆる町政を経営していく中で、経済支出、いわゆる預金が幾らある、そういうことも大切でしょうけれども、住民サービス、インフラサービスが行き届いておるかということも、それも大切ではないかと考えるんです。

当町1万弱ですけども、その中でまだ水道が引かれていない住宅がある、これについて町長はどうお考えですか。あと200mで自分のうちまで水道が来るのに、引っ張ってくれていない、道路が狭いから住居が増えていかない、それをどうお考えですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道の通っていないところ、これは費用対効果とかそういったものも考えて、我々は判断

いたしております。今後、地域にとって、発展性があるかとかそういったものもありますし、例えば、ほかの地域でも結構あります。ここに別荘造ります、そこへ水道引いてくださいといった何百m、何kmも引かなければいけないところもございますので、そういったところでは、我々は費用対効果、そういったものも踏まえた上で水道を供給しているところでございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

住宅地というか造成工事をするのは、業者ですからね。そういった義務は業者に発生しようかと思います。そして、町長は費用対効果とおっしゃいましたが、企業じゃないんですから、町政というのは、まず、損をするときもあるでしょう。健康センターの大赤字にしても、指定管理制度のどこへでも費用対効果を考えてやられているとはとても思えない。

和具の浜なんか2か月しか開けていないのに、何百万の予算が投入されておる。健康センターにしても毎年の赤字が出ておる。費用対効果を考えるのであれば、そんなのやめるべきでしょう。

住民に最も大切な飲み水が来ていない、それを費用対効果で考える町長のお考えが理解できません。まあ、それはそういうことで。

次に、今買物難民という問題が出てきております。

例えば、海山地区でいえば、三浦からトンネル抜けたらもう馬瀬です。河内がある、上里がある、中里がある、相賀まで行かないと買物ができないです。

こういったところに、指定管理制度を設けて、使って利用して、お店を建てて、管理費用を渡して住民の不便さを解消していく。これが指定管理の本来の目的ではなかろうかと思うのですが、その点はいかがお考えですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

指定管理はさせていただきますけれども、収支はそれに見合った部分を上げていただかなければいけないと思います。

したがって、そういったものも踏まえた上で指定管理させていただきますが、買物等については、大変ご不便な地域があるのは事実でございます。そういったところにいろいろな事

業者が移動販売などを行っていただいております。それと公共交通を充足することによって、そういったものを買物難民を減らしていこうというのが、私の考えでございます。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

まず、住民のインフラサービス、買物を含めてですよ、考えていかないかん。

そこで、まおちゃんのおつかい便のように出てきてくれるところもありますけれども、まだまだ少ないし、行き渡っていないし、その方々に町は何も予算出していないです。

これは、そういった志を持った個人がやってくださっておるだけで、町は何もそれに対して予算も出していないし、力も入れていない、私はそう感じております。

どうかこの高齢者が多い地区にとって、買物がしやすいような指定管理制度というのを利用して、指定管理は町にとって何ら利益が出ていないように思いますがね、でしょう。

指定管理を指定されて、やっとなところが利益出しているのが現状やないですか。まあまあそれはいいんですけども。

それで、その指定管理制度と関係しますが、今交通整備をとおっしゃいましたが、三重交通に対して今、当町が出している予算はいかほどありますか。

そしてなおかつ、いこかバス、町が運営している予算はどれぐらいございますでしょうか。福祉タクシーはございますか、福祉タクシーに幾らの予算を出しておるか。

費用対効果を考えるのであるならば、当然そのような計算はされておると思いますよ。三重交通に委託をしている予算と住民が努力でやっておられる福祉タクシーに対して、どれほどの予算を投入されておるのか、その点をお答え願いたいですね。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三重交通、スクールバス、どういうところに予算をおいているかと、先ほど費用対効果という言葉も使いましたが、それはどのレベル、どの程度のことでございます。

費用対効果でも行政がやる上において、そのB/Cが1に近いのか遠いか、いろいろなこともございますが、それが住民にとってどういう作用をするのかということの観点からしております。

それと三重交通への費用委託については、令和6年度企画課所管分の事業費用としては、

自主運行バスの運行委託料496万5,000円、廃止代替バス河合線の運行委託は994万1,800円、
えがおの運行委託は258万7,068円となっているところでございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

三重交通にトータル幾ら出しておるのか、福祉タクシーに幾ら出しておるのか、2つに分けて明確にお答え願いたいです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から答弁いたさせます。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

お答えをいたします。

基本的に三重交通のほうへ、企画課所管分として委託をしておる金額になりますが、令和5年度の決算額で3,392万3,606円という形となっております。

福祉タクシーのほうへは費用は出してございません。

以上です。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

でしょう。福祉タクシーにはゼロじゃないですか。もっと福祉タクシーに、この三重交通に回しておる3,300万円差し上げたら、もっと台数も増えるし、例えば、大台町、大紀町、やられておるようにチケットを皆さんに無料で配って、その予算は三重交通に出している予算があれば十分いけるはずなんです。それを考えてこそ費用対効果と言えるんじゃないかなろうかと僕は考えますね。

だから、今後は三重交通の尾鷲に行く路線は、1本は残しておかないかんよね。それ以外はみんな切って、そのほかの予算を今やっておられる福祉タクシーに回して、台数も増やして、規制緩和でもう20年前から四国のほうでやっておるんだから、それをしないといけない。

足の不自由な方もおる、買物難民もおる、その方々が安く乗れるように無料で乗せてあげたらいいんです、三重交通にこんな金やるんやったら。そう思います。

まあ、嫌な話ばかりしておってはいけないので、町民の皆さんにも知っていただきたい。

1番の3になりますが、国民保険、これは平成20年、ということは今から考えると16年前かな、国のほうから国民保険の資産割をなくせという指示が出てきています。

遅くても令和11年までにはなくせという指示が出てきています。これをやっとな回の予算で、議会で国民保険の資産割をなくすんだというお答えをいただきました。

だから、算定基準のいわゆる計算方式を変えていくわけですね。要するに一步遅れておりますけれども、僕はこれ取り入れたことは非常に評価をしておる次第です。

これについては答弁よろしいです。

そして、住民サービスのことで言うならば、僕はいろいろな町に行って、例えば津市、多気町、大紀町、尾鷲市、熊野市とか行くんですけども、うちの町が決して悪いとは言いませんよ。支所の受付でも非常に親切です。

ただ、担当課が2階にあったり3階にあたりするものですから、それは上に行って聞いてくださいとか、こう言われる。よその町に行くと、この並びにあるんですね、ワンフロアの中に。うちもそういうふうにしたらどうかな、総合受付のようなものをつくって、住民の皆さんが来たときには、わざわざエレベーターで上に行かなくても下で対応できるような措置をされたらどうかと思うんですが。

それと並行して、町長と副町長の使っておる部屋の面積を教えてくださいませんか。あまりにも広すぎるように思うんですが。なぜそんなことを言うかという、1階、2階に全部スペースをしてしまえば、3階、4階が議場は別として、あとは住民の避難場所にもなるかなと思います、憩いの場所にもなろうかなと思うんです。

僕は町長であれば、自分の部屋は一番下に持ってきて、住民の顔の見えるところに自分の席を置いて、総合受付をして住民が来たらすぐに対応できる、でも人の前では話ししたくないとかは、裏の部屋で話ができるように、十分スペースも空いていますから。

今の質問の中の町長と副町長のお部屋の大きさと、総合受付を下に持つてくるということに対して答弁をいただきたい。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

役場に総合案内をとということで、よく大きな役場、市役所に行くと、案内人がいて何階ですとかそういったことをやっております。

我々はそこは住民課がやっておりますし、電話の切替え等は、総務課が今、させていただいております。それと住民の方が1階にいて、下へ降りるということは相談内容によって事務の資料等がそれぞれの課にありますので、余計時間がかかり不便になるのではないかと考えております。

それと、町長室、私の部屋が57.2㎡で、副町長の面積は34.8㎡です。私の部屋は自分で言うのもなんですが、いろいろ来客があつて、今来客数等を見るとちょうど適度な広さではないかと思っております。

そして、うちのこの役場の1点難しかったのが、高校でありました。だから、部屋の広さ、配置が最初から役場に合うような配置になっておりません。そういったこともあつて、当時から建設していく上で工夫をしながら、今の形です。

議場自体も本当に横長なので、本来は縦長のほうが多いんですが、そういったもともとの建屋の構造の関係もありますので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

平米で言わずに何畳であるか、何坪か何畳かでお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の部屋が17.3坪、35.3畳です。それから、副町長の部屋が10.5坪、21.5畳になります。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

35畳の部屋といったら広いな、22畳も広い。何もこんな長高の跡地でも、尾鷲市より広いぐらいあるんやから、幾らでもそれはできると思いますよ。はい、今のお考えはお尋ねしました。

次に、指定管理制度についてお尋ねします、ごめんなさい、第三セクターの話。

これ、町民の皆さんもご存知ないと思いますので、第三セクターとは何であるかというと

ころをまず、町長に説明していただいた上で、城ノ浜、孫太郎の第三セクターの説明をして
いただきたい。

第三セクター……。

入江康仁議長

これ順番飛んでいるけれども、いいんですね。順番は、もう……。

6 番 東篤布議員

消していくのがあるものですから。

入江康仁議長

はい。

尾上町長。

尾上壽一町長

第三セクターというのは、民間と公共がお金を出し合いながら設立したセクターでございます。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

持ち株については、僕はどこの第三セクターを見ても、県であったり町が55%以上の持ち株を持っておると思うんですが、当町の第三セクターは個人が過半数以上持っている。これは個人の会社と一緒になんです、第三セクターとは言えない。国民のお金を投入して事業やおるわけですから、この前造ったプールも8億円から10億円かかっているけれども、あれみんな町民の税金でいっとるわけです。

今うちがやっている第三セクターの持ち株比率を発表してください、教えてくれと、僕は担当課職員に言ったら教えられませんか、いいですか、町が15億円も出しているんですよ、これに対して。

その後から17億円も18億円もかけておるんです。それで、その持ち株の株主の名前を発表できないなんて、こんなばかなことはない。

その持ち株を発表してください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、ここで1点押さえていただきたいのが、建設費と運営費の違いでございます。今、議員がおっしゃったのは建設費に関することでございます……。

（「株です、株のことで、持ち株の……」と呼ぶ者あり）

尾上壽一町長

議員がおっしゃった金額とかですね。そういったのは建設費でございます、持ち株については三重県が20%、紀北町が15%、あとは個人の会社ですので、お控えさせていただきますが47%、あと7社で18%の株式比率となっております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

前は名鉄が40%、県が25%、町が15%、その他持っているのは明確に誰が何株持っておるか分かっておったんです。

なぜそれを明確に発表できないんですか、ましてや、議員が担当課職員に、僕は知っていますよ。誰が何株持っておるか。

そんなものは第三セクターとは言えないんです。ここよく、もう一遍勉強されてから運営していただきたい。長島の子供たちが行っても何も安くない。何の意味もない。

今後のこの計画について、町長どこまでご存知か知らんけれども、あのプール崩して何をしようとしておるのか、皆さんの金で造った駐車場も個人に貸している状態です。これは県も悪いけれども町も悪い。

次に、10番目になりますが、我が町の緊急搬送と、熊野市の方式の違い、いいですか、急病人が出た場合、具体的に言いますよ、ドクターヘリの要請の仕方が違うんです。

だから、過疎地にもヘリポートを造ってやろうとしておっても、ドクターヘリの要請方法が違うから島勝に造っておっても白浦に造っておっても意味をなさないんです。いいですか。早田にあっても尾鷲市まで、紀北消防ですから、尾鷲消防ですから。

熊野市は、いろんなところに造っておるのは、それは全て生かされておる。その違いがどこだかご存じですか、町長。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういう質問があったので調べさせていただきました。

ドクターヘリの要請につきましては、「三重県ドクターヘリ運用要領」で県内消防機関が行うこととなっております、三重紀北消防組合と熊野市消防本部とでは、要請方法については、違いがないと確認を取っております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

誠に失礼なんです、町長、もう少し勉強してほしい。いいですか。

三重県の要綱があります。その中で市町村に任されている部分があるんです。ドクターヘリを要請するのは、我が町はお医者さんの判断によるんです。ということは、島勝に病人が出たら、その方を乗せに行って連れてきて尾鷲病院なり行かなければ、ヘリの要請できない。

一番最初のドクターヘリで搬送されたのは、うちの従業員やったけれども、そのとき尾鷲病院はドクターヘリの要請の仕方も知らなかった。そうしたら、ドクターヘリに尾鷲病院の先生が乗ってこようとして怒られたぐらいです。そのレベルなんです、いまだにですよ。

熊野市は医師の判断じゃないんですよ、消防の救命士の判断で要請かけているんです、その場で要請かける。電話を受けた時点で心臓発作、いろんな症状が分かります。救命士もおるんやから。その時点で要請をかけるから、わざわざ病院へ連れて行かなくても、倒れた方の地区の最も近いところにドクターヘリを呼んでおるから、救急車が行ったときには、もうヘリが着いている、ヘリが着いているということはその中にドクターが乗っておるわけです。

心筋梗塞、脳梗塞、そういった場合には2時間以内に打たなあかん注射もあるわけです。それが間に合うんです。そこの違いをもう少し他市町に行って勉強されたほうがいかがかと思います。

答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

消防本部から聞き取りさせていただいたら、先ほど私が申し上げたように消防の職員が要請できるとそのように聞いております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

消防の職員が要請できるんです、そのために救命士さんがおるんですから。もう少しこの権限委託を消防にしたってくださいよ。たらい回しにされて、挙げ句の果てにドクターヘリの要請方法も知らない病院の判断ミスで手遅れになった方、何人おると思いますか。

中京テレビは1週間かけてこの取材に来たことがありましたけれども、その辺が大きな問題でした。そういうことです。

まあ、11分たったけれども、もう一度整理して言っておきますと、三重交通さん、嫌いじゃないですよ、僕は。不必要である路線はやめて、その予算を福祉タクシーの皆さんに、それこそ指定管理してでも予算をあげてほしい、従業員の給料も上げれるように、車の台数も増やせるようにしてあげてほしいんです。いいですか。

健康センターのように、毎月5万円も6万円も退職金の積立てするような指定管理制度じゃなくて、買物難民を救うための施設を建てて運営させる、年間を通じて幾らか差し上げて、赤字を出さないような状態にして住民を救っていく。住民の幸せを考える上で、費用対効果なんか考えとったらあかん。

例えば、道路を造ろうとしてる。僕は今、県とも話しているけれども、町から出ている道路計画書、港湾計画書1つもないじゃないですか。10年先も見えないし、来年も見えないんです。

そういったものを考えるときに、この道路を造ってどのような住民に対してプラスがあるかと考える。

住民にとってどのようなことがプラスかマイナスか、それを費用対効果と、銭金ではないんです。隣の宮川村なんかは全て水洗トイレになっていますよ、宮川流域ルネッサンスという予算を県から国から頂いてね、そういう予算があるんだから、なぜそのときにうちもやらなかったのかと思うわけです、住民サービスに対してね。費用対効果で水道を引っ張る、引っ張らないは考えないでいただきたい。住民の幸せとはそういうことだと思います。

当町も遅ればせながらやる子供の医療負担、通院もできるようになり、10年遅れてなりましたけれども、やはり他の遅れている町のことを参考にする必要はないと思います。

例えば、玉城町のようにあそこは京セラがおります。美和ロックがあります。パナソニックがおる、これに付随した企業がたくさん来ておるから、人口が増えておるんです。

でも、養豚場もある。非常に臭いが臭い町ですよ。でも、そのように企業を引っ張っておる。我が町は企業がどんどん逃げていつている。その理由は幾つもありますけれども、まず固定資産税の問題もある、そういう企業誘致の場所もない、企業には水道も引っ張らない。

しかし、町のある企業には、固定資産税の評価額よりも安い金額で何十年も貸しておる。

この前なんか緑化地帯を70何坪やったか、年間1万円で貸し付けている。でも、漁師さんらが必要としている港に対しては、恐ろしいような金額を取っている。

その点もよく考えてやっていただかないといけない。同じように平等に町の土地を貸していく。たとえ、マイナスになってもいいじゃないですか、漁業が盛んになっていかないといけない、そういうことですね。

（「ちょっと議員答えさせて」と呼ぶ者あり）

6番 東篤布議員

まだ質問終わっていないもの。

まず、まとめていきますと、町民の幸せとは、これは費用対効果では計るものではないということ。この質問の中で僕は町民が今、国民年金でやっている方々、これ介護保険でどつと引かれる。

今までの資産割でいくとお年寄りほど畑や田んぼを持ってる、先祖代々の。だから、固定資産税を2回取られているような状態やった。生活なかなかできない、老人ホームに行きたい、だから、この家屋敷の固定資産税払いたくないから、町に寄附をして自分は老人ホームに行こうと考える方もおるわけですけども、町はこの寄附行為を受け付けない、なぜなんですか。

言わずと知れた固定資産税を取りたいのも分からなくはないですけども、なぜ住民がそこまで困窮しておる状態を知りながら、なぜこの住民が寄附しようと、固定資産税を払わなく、今まで十分固定資産税を取ってきたんでしょう。固定資産税を取るということは、それだけ評価をしているということ、その土地をただで差し上げると言っているのに、なぜ受けないんですか、町長。そこをお尋ねしたい。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず寄附を受け付けないというのは、その土地が町の利用目的があるかないかということで判断させていただいております。

寄附の申し出は今、大変多く来ております。特に、老朽化した家屋がついたまま寄附をお願いしたいというところもあります。そういうことも踏まえて検討しているところでございます。

それから先ほど、費用対効果と私が話したことに議員がいろいろおっしゃったんですが、費用対効果とは住民のサービス、住民の公共性、そういうものを組み入れた上での費用対効果でございますので、ただ利益が出る出ないということではございませんので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

それと1点、先ほど話を止めて言おうとしたのは、三重交通に乗っているような人が福祉タクシーには乗れないんです。そういった制度でございますので、それぞれの制度に合わせた、また地域、公共交通のその用途に合わせた活用の仕方をしておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

ありがとうございます。

町長のお考えも費用対効果とは住民の幸せを考えての費用対効果である、それでいいと思いますよ。福祉タクシーは三重交通を利用していけば乗れない、そんなことないです。規制緩和でそうやってやっている町は幾らでもあります。もう少しお勉強されたいかがでしようか。

まあ、そんなところかな。

今回は買物難民のことも、それともう一つ、海山なんか実勢価格よりも町の固定資産税、評価額上がっているのは、あれどういうこと。いいですか、実勢価格の大体3分の1が市町村の評価額やった、この枠内で銀行は融資をしていた、これを超えていったんや。超えていった理由も知っていますよ。国が、税収がないんであれば固定資産税を上げよと言ってきたのも知っています。

でも、それは実勢価格をよく見据えて、これよりも30%低くしなさいと言ってあった。これを今、当町はこっちの実勢価格の下がり率を無視して上げてきたがために、逆転現象を起こしているのが実情ですよ。だから、百五銀行さん逃げていったんですよ。金貸せないじゃないですか、そんな町に、でしょう。

まとめとして、買物難民の方を考えてあげてほしい。三重交通も結構やけれども、そういった車のチケット券を高齢者の皆さんに配っていただきたい。水道のないところには引っ張ってあげてほしい、それで企業の方々が町営住宅申し込んできても、企業の方々も入れてあげてほしい、そういうことです。

問題はたくさんありますけれども、最後にこの緊急搬送のこと、最後に申し上げておきます。ドクターヘリの要請は消防に任せてください。お医者さんに任せるんじゃないくて。それだけの勉強をされた方々が消防にはいるんですから、いいんです。熊野なんかは来ていただいてそこで治療をして、そのまま患者を乗せずに帰っていく場合もあるんです。出張みたいな応急処置をしましたと、太い血管をつなぎました、これで紀南病院行ってもらって結構ですと。ヘリだけは帰っていくんです。出張病院なんですよ、ドクターヘリというのは、町長。

ここの病院で処理できないから、病院が搬送する。尾鷲病院の悪口言うわけじゃないけれども、すぐに搬送かけないといけない患者を搬送せずして、安静が必要なんですというようなことを言って、和歌山医大に怒られたこともあるんです。日赤に怒られたこともあるんです。そこに1週間、2週間置いておいたがために、手遅れになってしまう。だから、ぜひ消防にこの権限がいくように、町長のほうから尾鷲消防組合に申し入れていただきたい、こう思います。

それで、早急に町長、費用対効果で考えて住民にそうやって考えるんだったら、先ほどの空き地の話ですけれども、姫路市なんかは、シャッター街になってきたところを買い取って、それを新たな町につくり上げて皆さんに使用していただく、姫路城があるほうが表なんですけれども、尾鷲市もそうされたらどうかなと思うんです。

例えば、西町でも寄附行為がある、その利用価値があるかないかとおっしゃる。これを全部下水整備していこうとしたら大変なんです。だから、その空いてきた土地に合併槽を据えて、そのエリアだけのトイレを全部水洗トイレにしていこうと。

これは随分前に計画したことがあったんですが、その当時空き地がなかった。今どんどん空き地が出てきておるんですから、その方式でいけば、宮川村よりも20年遅れて我が町は全部水洗トイレになっていく。担当課長に聞きますけれども、我が町でため便のトイレ幾つありますか、何%あるか、ちょっと答えていただきたい、環境管理課に。まだ36秒あるので。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

すみません、件数については把握しておりませんが、水洗のパーセントは約40%となっております。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

40%ね、僕は昭和44年に16歳のとき東京に上っていったときに、それでばかにされてました。今時60%が、くみ取り式のトイレを使っている町なんてないですよ。

入江康仁議長

東議員、時間も、ちょっと。

6 番 東篤布議員

時間ですね、ここで閉めます。

住民の幸せとはどういうことなのかというところ、思いやりを持って職員が住民に対応していただきたい、住民の幸せとはどうしてあげれば皆さんが喜んでいただけるのか、幸せになれるのか、幸せを感じられるのかということを常々に考えて対応していただきたい。それが本当の意味での費用対効果だと私は考えております。

議長、どうもありがとうございました。

これで終わらせていただきます。

入江康仁議長

これで、東篤布議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、10時30分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 15分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 30分)

入江康仁議長

次に、1 番 脇昭博議員の発言を許します。

1 番 脇昭博議員。

1 番 脇昭博議員

1 番 脇昭博。議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問いたします。

まず、質問 1 の町営住宅の空き家対策について。

国の国土交通省から平成21年に出された公営住宅についての弾力的な活用、地域対応活用についてお聞きします。

通告書にあるように利用の検討をされたかどうかをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、脇議員のご質問にお答えをさせていただきます。

公営住宅の地域対応活用住宅制度につきましては、空き家となっている公営住宅を地域の実情に合わせて、一定の条件の下、地域活性化のために有効活用する制度で、移住促進や地域産業の振興、コミュニティーの再生などが期待されるものでございます。

地方分権改革推進委員会の勧告の趣旨を踏まえまして、各地方公共団体が地域の実情を勘案し、若年単身世帯、U J I ターンにより地域に居住しようとする者等に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用できるように措置するものでございます。

事例といたしましては、移住・定住の促進に向けたお試し居住用住宅や、30歳未満の新規就労者及び移住者用住宅、地域おこし協力隊員用住戸などがあります。

長寿命化計画の策定におきましては、町営住宅の有効活用について検討しているところでございますが、今現時点では、まだそこに至っておりませんし、制度の内容を確認しているところでございます。

入江康仁議長

脇議員。

1 番 脇昭博議員

検討されたかどうかは別として、紀北町においては、公営住宅の地域対応活用は現在されておられません。

紀北町の公営住宅の現状を見てみますと、令和 5 年度の管理戸数269戸から老朽化した入居募集をしない政策空き家32戸を除いた237戸に、入居準備中の空き家が41戸もある現状となっています。公営住宅の地域対応活用の対象とは、まさにこの公営住宅の空き家を活用す

ることとなっています。

令和元年から令和3年までの活用事例を見てみますと、コミュニティーの活性化、定住促進などに入居条件の緩和を行うなど、多くの市町、県で様々な活用がされています。紀北町においても早急に活用できる事例を検討し、実行すべきと考えますが、地域対応活用についての町長のお考えをお聞きます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、私もこの空き家に対して危機感というか、どう活用していけばいいのかということを常々思っております。

その中で勉強不足のところもありますが、やっぱり公営住宅法の縛りが先に頭に来てしまっておりまして、この地域活用ということについて、積極的に今踏み込んでいないのが現実でございます。

しかしながら、今議員おっしゃっていただきましたように、237戸、準備のやつが41戸あるということなので、その準備というのは、入り手が少ないからそのまま置いてあるような部分もございます。もちろん予算の事もございますけれども、そういうことからすると今後きっちりとこの対応について考えていかないといけないと思います。

ただ、この質問が出て少し勉強させていただきますと、縛りもあるのも事実でございますので、そういうものをどうクリアしていくかというのが今後の課題だと思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

次の質問に移ります。

公営住宅の子育て対応活用の目的外使用についてですが、当町の募集要項を見てみますと、収入基準が月額15万8,000円以下、または裁量階層は21万4,000円以下となっており、裁量階層とは高齢者世帯や障害者世帯のこととなっています。

令和5年12月に出された住まいの子育て支援実施要領の中にも子育て世帯については目的外使用として、収入制限について柔軟に設定するようにとあります。

ぜひ、地域対応活用を早急に実行し募集要項に取り入れ、若年世代に公営住宅のストックを活用していただきたいと考えます。

回答は要りません。

次に、質問2を行います。

紀北町内の空き家の現状についてですが、紀北町においても空家等対策計画が平成31年3月に作成されております。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき計画が作成され、危険な特定空家の把握や、空き家についての施策について計画期間を定めております。計画期間は平成23年度までの5年間となっております。そのことから、令和5年度末に計画が改正されているはずですが、現在ホームページには平成31年版が公開されています。

まずは、紀北町の空き家と特定空家、管理不全空家の現状についてお聞きします。

お答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特定空家、管理不全空家の状況についてお答えをさせていただきます。

特定空家と管理不全空家、この区別については、紀北町は今、実施しておりません。

今後は法律の改正を踏まえた紀北町空家等対策計画の改訂も必要となっております。議員ご指摘のとおり、今作っているのは、以前のものをホームページに上げております。これをしっかりしたものに仕上げてホームページ等にも周知していきたいと思います。

具体的には、管理不全空家に対する勧告によりまして、固定資産税の減免が解除される等の改正を行うものでございまして、所有者等に対する強制力が強化される面もあるため、本町における制度の運用については、慎重に活用していくことが求められております。

平成27年の空家対策の推進に係る特別措置法が施行されて以来、今回が初めての改正でございます。今回の法律改正は除却等の促進や空き家の有効活用など、適切な管理を総合的に強化するものでございまして、空き家の戸数は1998年で182戸、2018年で349戸、2030年の見込みで、全国的には470万戸に増加する見込みでございます。

はい、以上です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど全国の数字で、万が抜けておりまして、1998年で182万戸、2018年で349万戸、2030

年の見込みで470万戸ということでございます。訂正をお願いいたします。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

次に、空家等対策計画の現状について質問いたします。

資料として、危機管理課でいただいた令和6年3月版の空家等対策計画の中を見てみますと、計画期間を令和6年から令和11年までに書き換えて、人口、世帯の推移に令和2年を追加しております。

しかし、空き家についての資料は平成31年版のままとなっております。計画書によりますと空き家の調査時期は平成28年10月までに行った資料となっており、その調査においても実態として781戸の空き家が把握されております。

しかし、調査から6年がたっております。再調査を行い、現状に即した対策計画とする必要があると考えますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず一言で言うと、議員のご指摘のとおりでございますので、781件から全く微動だにしていけないというような状況でございます。それが先ほど申し上げたように、ホームページに上げにくい部分もございます。しかし、計画そのものの方向性は同じですので、その部分については、まず作成をさせていただいてということでございます。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

税務課で頂いた資料によりますと、令和元年から令和5年までの住宅以外の建物を含んだ除去戸数が全体で340戸ほどあります。この2、3年についても、年間約50戸ほどの建物が除去されています。

平成28年に調査した空き家戸数781戸から340戸も除去されたのに、まだまだ町なかには空き家が目立っています。

なぜかと言えば、平成30年の世帯数は8,088ですが、令和6年12月の広報きほくに掲載された世帯数は7,637となっており、除去される建物より世帯の減少のほうが多いからです。

これからも人口減少は続き空き家の数も増えてきます。現在の計画書の中の数字についても、整合性のつかない数字や令和5年12月に改正された空き家等対策の推進に関する特別措置法の内容を含まない計画書となっています。来年度予算に計画策定の費用を追加されることを期待して、次の質問に移ります。

代執行で除去された特定空き家の代執行費用の徴収についての町の対応についてですが、改正された対策法の内容を見てみますと、所有者の責務の強化、空き家等の活用の促進や管理の確保、特定空き家の除去の簡素化などとなっております。

紀北町で代執行された2件の代執行については、所有者からは代執行費の弁済がされていません。改正法の中に代執行費の徴収の円滑化が含まれ、改正後においては、国税滞納処分 の例により強制的な費用徴収が可能となっています。納税の告知、督促、財産の差押え、差押え財産の公売による換価の流れとなっています。

このように、代執行されても費用は強制的に徴収されることを計画書の中に入れ込み、空き家の所有者に適切な管理を促すべきです。

また、計画書の中に国の空き家対策総合支援事業についての記載もされていません。

その中の特定空き家の除去について簡単に説明しますと、特定空き家に認定された建物の解体を所有者が実施する際に、国とともに地方自治体5分の2、所有者5分の1の割合で補助事業として解体除去ができます。特定空き家の所有者が自ら特定空き家を解体できるようになる有利な事業だと考えます。

しかし、現在紀北町では国に対して事業採択の申請をしておりません。建設課の耐震事業では国費の精算も柔軟な対応が可能となっています。使わなかったら返せば済むことです。

しかし、予算化と事業申請がないと事業はできません。来年度の予算に事業費を予算化すべきと考えますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも議員がおっしゃるとおりでございますので、ただ改正の部分等について私のほうから少し答弁させていただきます。

今回の法改正につきまして、議員のご指摘のとおり代執行費用の徴収の円滑化が行われているところでございます。変更については、所有者不明の場合の略式代執行の場合でございます。従来の手続より、簡易に費用徴収が図れることによりまして、代執行で行政負担とな

っていた案件についても、財産管理人制度を活用した土地の売却により実効性のある費用回収が実施できることとなりました。

従来の代執行であれば、資力のある所有者が存在した場合、その所有者に負担させる旨の裁判所の確定判決による差押えにより費用徴収を図ることとなっておりましたところ、通常の代執行の場合と同じ手続により費用徴収が図れることとなりました。

また、土地と家屋が同じ所有者であった場合、財産管理人制度の活用によりまして、代執行費用分を土地の売却益で賄うことができるような制度変更となっておりまして、自治体が費用徴収をできる場面が多くなっているところでございます。

また、法改正によりまして、市区町村が裁判所に財産管理人の選任を請求できるようになっていることから、前述のように代執行時の費用徴収の円滑化が図られているという制度でございます。

我々としては、この制度を活用しながら空き家対策にも取り組んでいきたいと思っております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

ぜひ活用していただきたいと思っております。

これで、私の12月の一般質問を終了いたします。

入江康仁議長

これで、脇昭博議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、11時まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 48分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 00分)

入江康仁議長

次に、3番 岡村哲雄議員の発言を許します。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

それでは、議長の許可を得まして、12月議会一般質問を行いたいと思います。

まず、私はDX推進の取組について、2つ目が空き家問題、空き家対策について、この2点について質問いたします。

最初に結論を言いますけれども、何を言いたいかと言いますと、DX推進に関する質問につきましては、高齢者や初心者など、デジタル活用が苦手な人でもDX推進の恩恵が受けられるような何らかの支援体制の構築が必要であると、これを主張したいと思っております。

空き家対策に関する質問につきましては、先ほど前者議員が言われたところは、はしょらせていただきますけれども、特に言いたいのは災害時の避難経路にある危険空き家、これを早急に調査し、法律にのっとった手順で撤去までを実現していただきたいと。安全な避難路を確保していただきたい、これを述べたいと思っています。

それでは、1番のDX推進の取組について。

先日、紀北町で開催されましたデジタルフェア、これは、非常に私すばらしいものだと思います。

特に、我々高齢者もそうですけれども、中学生たくさん見学に来ていました。子供たちのいい刺激になったと思いますし、私あれ見て感想は、時々都会のほうにああいったいろんな防災フェアとかデジタルフェアみたいなやつを見に行くことがあるんですけども、そこに遜色しない内容でございました。

規模からいいますと、やっぱり小さいですけれども、内容的には遜色しないすばらしいものだと思います。よく紀北町であれだけのフェアを開催されたということで、関係者の皆様のご努力に対しまして敬意を表したいと思います。

一般に、DXといいましたらDX推進といいますけれども、一般の方は非常に分かりにくいということがあります。

かみ砕いて言いますと、コンピューターやスマートフォンを日常の暮らしの中で使って、便利に豊かに暮らすということだと思います。現在紀北町は、それらを推進しようと前向き

に取り組んでおります。これを私は非常に評価しております。

ただ、大事なことはそれらの技術活用はどう進めていくかと、進めることはいいんですけども、どう進めていくかということが一番大事なことだと思います。

そのことについてお考えをお聞かせ願いたいということで質問いたします。

まず、町長にお聞きしたいんですけども、D X推進の狙いと期待される効果につきましては、ご見解をお聞かせ願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、岡村議員のご質問にお答えさせていただきます。

D X、今議員がおっしゃっていただいたように、高齢者等の日常生活をより便利に新しい形での社会参加を可能とするものだと考えておりますし、生活をより合理的に変えていくことができるものだと思っているところでございます。

これは二面性がありまして、役場の中での業務効率、それから住民にとってのサービスという二面性がありますので、その二面について少し触れさせていただきます。

全国的な人口減少に伴いまして、町職員も減少が見込まれている中、D Xの導入により業務の効率化を図ることで、業務の質を維持することが可能になると考えております。

また、職員が定型的な作業から解放されることから、町民の意見を聞くことに注力する時間を確保できることとなり、住民サービスの質を向上させることができると考えております。

また、役場に来庁せずに自宅から申請を行いたいという社会的要請に応えるために、児童手当関係の申請や施設予約などの電子申請システムの導入を進めることにより、住民の利便性が向上し、行政手続の簡素化が実現を致すと考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

ただいまの答弁の目的は役場内の効率化ということですね。省力化・効率化、これが1つ、やっぱり住民の利便性と二面あると、私もそのとおりだと思います。

それで、お聞きしますけれども、現在役場内でやっていますD X推進の今後のスケジュール、なんか聞きますと1月からこの問合せのシステム、それも活用されると聞きましたけれども、簡潔に今後のスケジュールについてお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

スケジュール自体が、今、明確なものがありません。というのも、これ今までもデジ田の交付金とかフロントヤードの交付金を使わせていただいて、できるだけ有利な、例えばフロントヤードですと、10分の10全て国のお金とかそういうのもありますので、自分たちでどんどん前に進めていくには、ちょっと財政的に厳しい部分がございますので、そういった総務省などの施策もいろいろ見まして、それを見た上で自分のところの町にとって何が有益になるのかということ、取り上げながらやっていきたいと思います。

その中の一つが、一時3分の2頂くときにタイプ3ですか、そのときに実は自動運転の提案もあったんです。でも、自動運転、うちの町ではちょっと無理があるかなと、明和町のように斎宮のようなところでぐるぐる回るのはいいとは思いますが、VISIONとか。そういうのがあって、うちはちょっと外させていただいたということもございますので、そういったことで、その国の施策と紀北町の施策が合うような部分から進めていきたいという考えがございますので、今、明確に今後もちろん進めていかなければならないですけども、これをやる、これをやるというような、やっぱりそういう予算のこともございますので、そういう考え方で今進めております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

現状の状況を見ながら前向きに進めていくということだと思います。今後のデジタル技術の普及に伴い、予想される大きな課題というものがありましたら、簡潔にお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

進めていく上での課題、先ほど申し上げたように大きなお金がかかります。それと、そのときのお金だけじゃなしに、運営費について更新などするときにもお金がかかります。

だから、そういった10年、20年先も見据えた施策を行っていかなければいけないかなと思っておりますので、まずはそのお金の部分。それと、違った意味での課題からすると、やっぱり高齢者の多い町でございますので、そういう人たちにできるだけ使っていただけるよう

なサービスを提供しなければいけないと考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今、言われました後半の部分にちょっと今回は強調したいと思います。

お金がかかるのは分かっておりますけれども、要は、実はこの間デジタルフェアでソフトを開発された方が言っておりました。美村アプリというのは、この後言いますけれども、いろんなアプリもあるんですけれども、できたら使いこなしてほしいと、使い倒してほしいと、それは住民に対してです、という話がありました。ただ、使いこなせる、使い倒せる住民のデジタル活用能力ですか、これは僕は1番大きな課題になると思います。

今後、前の機器とかデジタルシステムを導入するのは、お金さえあれば、お金さえあればというのはおかしいですけれども、これである程度解決すると思いますけれども、あるいは、行政内の活用につきましてもデジタル資質の高い職員がそろっておりますので、それなりにこなしていけるんだと思います。ただ、問題は利用する側、こちらのほうがちょっと問題になると思います。これについて、このあと質問していきたいなと思っております。

そこで、この間言われました美村プロジェクトと連携してやっておられると言いました。そのとき、説明されたんですけれども、連携アプリというのがあります。ご存じだと思います、美村アプリですね。連携アプリとも言いますけれども。

これの美村アプリ、特に美村ヘルスケアアプリというのを私使っていました。非常にすごいなと思いました。スマホのカメラを10秒間ほどこうやりますと、自分の健康状態が分かるというんですね。毛細血管の具合とか、温度とかカメラで分かるということで、ぽんと出てきます。使っていますけれども、私、それを使ってみて、一般の方が初期設定をするのは、ちょっと無理だなと思いました。ちょっとハードルが高いと思いました。

ただ、せっかくすばらしいものがありますので、それを使っていただけるような手だてではできないものかと、こう考えています。

そこで質問ですけれども、そういった健康アプリ関係、プログラムについてを簡略に説明をお願いしたいと思います。また、活用促進についても、こうやっていきたいということがありましたらお願いします。ついアプリと言ってしまいましたけれども、なるべく分かりやすい言葉で説明していただくと大変ありがたいと思います。

よろしくどうぞお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりで、私もなかなか使いこなせる年齢ではなくなってまいりました。そういうことで、いかにそういったところを住民の皆さんに分かっていただくか、ただ、あとで内容については担当から答えさせます。ただ、私の考え方は、できる人できない人あります。これは、我々の世代がなかなか新しいものをどんどんしても難しいと思います。

そういったことからすると、できない人には「ちょい減らし+10」だとか、健康については「みんなでいこか！総合けんしん」、そういうアピールもしていきますが、使える人には、どんどん先ほどおっしゃった、使い倒してやっていっていただくことが、大変重要なことだと思います。

ただ、そういったもののアプリを入れたりそういったものは今うちは総務省の補助金も頂いたり、いろいろ公民館とか生涯学習センター、図書室などで、いろいろ勉強会もさせていただいております。そういったときに言うていただければ、うちはさんあーるとかごみのものいろいろありますよね。紀北町のLINEとかもありますので、そういうのは入れさせてもらったり、活用していくように皆さんに広報していきたいと思うんですが、アプリのほう、美村エリア内で使われるアプリのことについて、担当のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

まず先に、美村パスポートアプリ、先ほど議員がおっしゃっていただきましたヘルスケアアプリ等も含んでおります美村パスポートアプリを大きく説明させていただいて、ヘルスケアアプリのほうの説明をさせていただきたいというふうに思っております。

美村パスポートアプリにつきましては、この美村プロジェクトの中核を担うアプリとなっておりまして、マイナンバーカードの認証機能を使いまして、決済や住民サービスが利用できるスマートフォンアプリとなっております。

こちらマイナンバーカードを利用するということで、先ほど議員がおっしゃっていた初期設定も少し難しくなっている部分がありますので、今後改善をしていきたいというふうには考えております。

この美村パスポートアプリを通しまして、中から連携をしておりますヘルスケアアプリや

観光周遊できる美村トラベルアプリのほうにも移行できるようになっております。

美村ヘルスケアアプリのほうについては、福祉課長のほうからご答弁させていただきます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

ヘルスケアアプリの機能については、大きく4つの機能があります。まず1つとして、毎日の健康管理として、健康データを毎日ためての健康管理及び歩数計機能で消費カロリーを表示できる、日々の運動内容を入力して健康行動が見える化できるということが1つです。

2つ目として、健康指数を測定する機能です。先ほど岡村議員が言われたとおり、スマートフォンのカメラを10秒見つめていただいて、健康チェックができて健康状態に応じたアドバイスが表示されるというものになっております。

3番目にイベントのお知らせとしまして、紀北町では、「ちょい減らし+10」のチャレンジの記録、応募ができるようになっております。

最後に1の健康相談として、チャットやビデオ通話を使って、スマホ一つで相談可能なシステムとなっております。

あと、周知の関係についても言われたかと思うんですけども、周知については紀北町及び美村のホームページ、広報きほく、元気づくり推進員さんとかに周知して、操作も説明させていただいております。

あと、各種イベント、健康づくりのイベントとか、町民体力テスト、デジタルフェアでも周知させていただいていまして、あと、11月から開催しております美村ちょいチャレイベント、ウォーキングイベントもやっているんですけども、そちらのほうでも周知を行っています。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

私は、それなりに勉強もしているもので、使い倒しまではいきませんが、いろいろ使っています。

先日初めて「ちょい減らし+10」、あれに連携させてもらいました、このヘルスケアアプリで。非常に私、便利だと思いました。ただ、今もいろんな課長とか町長とか私とか話して

いますけれども、話聞いても分からない方は結構おると思うんです。この言葉自体ですね。

そういった方が使いこなせるようにやるにはどうしたらいいのかということなんですけれども、私はできましたら、さっき言いましたようにDXの恩恵を少しでも受けられる住民が増えるように何とか対策を練っていただけないかと思っています。

実は先日、社会福祉協議会がやっております「ささえ合い講座」というところに参加させてもらいました。この「ささえ合い講座」というのは社会福祉協議会が中心になって、地域のボランティアの皆さんがお互いに支え合い、支え合える、そういったことをどうしようかという講座でございました。

そこには、ご高齢でボランティア活動の中心になられる方もたくさん出ておりまして、その方々にいろいろ聞きましたら、こういう話をしておられました。

スマホの話題が出たんですけれども、多くの声、これ複数の方に言われました。今十分にスマートフォン、スマホと言いますけれども、スマホを使いこなし切れないと、自分たちができるのは電話ぐらいしか使っていないと。スマホの機能は非常に大きいんです、100あっても多分1ぐらいだと思うんです、それぐらいしか使いこなせていないと。ほとんどの高齢者はガラケーからスマホに変わってきておりますと。しかし、十分な知識がないので、もっと使い方をいろいろ教わりたいと願っていると、こういう話がございました。

それで、私も話したんですけれども、役場のほうも公民館とかいろいろなところでスマホ教室もやっていますよと、そういうところに聞きに行かれましたかと聞きましたら、聞きに行きたいんだけど、その勇気がないということと、それともう一つは、移動手段がないと。ご高齢の方ですね、なかなか行きにくいと。だから、行くまでにハードルが高いんです。

町としては人の問題もありますので、人が少なくて。この間、公民館とか4か所と聞きましたけれども、4か所でスマホ相談教室みたいなことやっていると。あるいは、海山の公民館でやった時は、ドコモの方が来ていらしてスマホ教室みたいなのをやりました、そんなのもありました。

あれはどちらかといったら、こういった場所をつくるから出てきてくださいよということなんです。出ていくまでが結構ハードル高い方が多いんですね。

だから、私が提案したいのは、こちらから出前講座じゃないですけれども、出前でやっていただきたいのと、こう思っています。ちょっと話しされますと、町の中の公民館だと遠くまで出かけないと教室が開催されたとしても、出かけていく足がないから教わることができ

ないという方がたくさんおられます。近くで教わることができれば、助かるという意見がたくさん出ました。この意見に対して行政としてはどう考えられますか。

まず、その質問です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。これもなかなか自分が行くというのは無理なので、今担当に確認しましたら、出前授業には入っていないということでございます。

ですから、来年度そういったものを入れて、住民の方が集まってそのレベルに合わせた教室などもやっていくべきだと思います。この出前授業で、講習しても議員おっしゃったように人数集まりにくいんですよ、現実には。

ですから、そこで10人、15人集めていただくところへ行くほうが効率もよろしいかと思うので、そういうことを来年度検討していきたいとそうように思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

おっしゃるとおりでございます。そこで提案なんですけれども、よろしいですか。

今の町長の疑問と言いますか、答弁に對しましての私の提案でございます。よろしいでしょうか。

そこで提案ですけれども、地域集会所でのデジタル活用サポートの開催、集会所等ですね。あるいは、そのときに私が思いますのは、例えば「ささえ合い講座」でも聞いたんですけれども、地域のボランティアがご高齢の方中心ですけれども集まっていたいて、例えば食事会とかいろんなことをイベントやっているんです。長島でもやっていますし、東長島でもやっていますし、矢口浦でもやっています。

そういったところにこちらから行くと。要するに今町長が言われました、そういったスマホ教室なりデジタル教室みたいなのをやるんじゃないで、そういったイベントをやっているところに参加させていただきまして、30分だけいただいてやると、そういう形ができないかなと、これが1つです。

もう一つ質問ですけれども、そのときに教える人が、役場の職員と言いますけれども、役場の職員忙しいもので、私は地域おこし協力隊、デジタル活用支援隊みたいな形で、地域お

こし協力隊、多分都会のほうから来てもらいますけれども、デジタルに強い方が結構みえるんじゃないかと、都会には。しかも、その住民の方、ご高齢とか苦手な方に教えるときはそんなに高度なことは教えないんです。本のスマホの機能がこれぐらいありました、表面づらここだけでいいんですよ。ここだけ教えられる力のある人はたくさんおると思います。

だから、地域おこし協力隊ともう一つ大事なことは、例えば矢口だったら矢口で、矢口の地元の方で少しデジタルができる、若い人でも結構です、年寄りでも結構です。できる方を支援協力隊といいますか、そのグループにしまして、そういったチームを組んでそこで教えると。こういうことができないかなと思うんですけども、これにつきまして、答弁ありましたらよろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もう趣旨は十分分かります。それと、地域おこし協力隊とか集落支援員がなかなか募集してもいないのも事実。まあそうじゃなしに今、議員おっしゃったように得意な人がとかありましたので、いろいろな手段を考えながらやっていくべきだと思いますので、せっかくデジタルをこういうふうに進めていても使えない人がいたらもったいない話になりますので、我々としても、ただこのデジタルは私もそうなんですけれども、いつも触れ合っていないと頭から抜けていくんです、これね。

だから、そういう意味もいろいろと考えて、どういう方たちがどういうふうに担っていたのか、そういうことは検討していきたいと思います。

もちろん今おっしゃっていただいたように、役場の職員がしょっちゅう地域に出かけてというのなかなか難しいものでございます。ただ、先ほど申し上げたように東長島公民館とか図書室のところに行けば対応してくれる職員もおりますので、そういうのも活用しながらどうやって地域へも出かけられるか、そういうことを考えていきたいと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

私、提案で1つ言ったんですけども、地域のデジタルに堪能な方、ボランティアでも結構です。そういった方と地域おこし協力隊がタッグを組んで、矢口地区の地域支援員、これは地域の方ですね。役場を中心にしました地域おこし協力隊、こういった方とタッグを組ん

で矢口は矢口でやる、島勝浦は島勝浦に行くということをやっていけばと思うんですけども、地域のデジタルの応援隊というんですか、こういったシステムというのは無理なんではないかな。

ちょっとご答弁を、課長でも結構ですけども。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろな形があって、最初から無理ということは私、これまでも申し上げません。それは、努力してどうなっていくかまた別の話になるので、提案もよく理解できますのでいろいろな形で取り組んでいきたい、そのように思います。

入江康仁議長

答弁不足だったら言ってください、いいですか。

はい、岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

今の感じだと、地域集落員というのがございますね。集落員やったかな。

（「集落支援員」と呼ぶ者あり）

3 番 岡村哲雄議員

集落支援員、これは都会の人じゃなくて、地域おこし協力隊は都会の方を呼ぶんですよ、確か。集落支援員は地元の方でいいってことですよね。その集落支援員をデジタル支援員みたいな形はできないのか、これにつきましてお願いします。

（「課長のほうから」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

制度のほうの説明をさせていただきます。まず、地域おこし協力隊に関しましては、議員おっしゃったとおり、外部からの人材を活用して地域で活動していただける方となっておりますが、集落支援員につきましては、地域の方が地域の中の集落とかを回って活動するための制度となっております。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

それでは、さっき言いました地域でそういった支援できる方として、活動することは可能ということでしょうか。答弁。

（「議長いいですか」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

答弁しますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

一応国の制度でお金も国などから出ますので、もう少し勉強させてください。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

分かりました。またまとめのところでこの件は話します。

次の空き家対策について移りたいと思います。

この空き家対策につきましては、前者議員がいろいろ言われておりますので、私いろいろ細かいこともあったんですけども、ある程度絞って話させていただきます。重なる部分は省略していきたいと思います。

私は言いたいのは特定空家の件に絞って話します。

管理不全空家とかのことについてもちょっと言いたかったんですけども、特定空家についていきたいと思います。

先般、三重大学と中部電力、それから紀北町役場、紀北町ですね、それから相賀地区、相賀自主防災会、こういったところが協力しまして、相賀地区で防災ワークショップをやりしました。都合で3回やりました。

この中で最後のときに、避難路の確認をしながら防災ワークショップをしました。そのときに、大学の先生はいつもやっています川口先生が引率されまして、話しされました。そのとき避難路を行ったときいろんなことが分かりまして、実は防災ワークショップの2回目のときに、このとき役場の危機管理課の方も出席されておりますのでご存じだと思いますけれども、避難路の経路を書いたんですね、地図に。ある町のある地区で、避難場所まで遠回りして一番近い道じゃなくて、遠回りしてこう経路をつくったんです。

なぜか。危険家屋が途中にあるんですね。多分相賀の方とか海山の方は大体分かると思い

ますけれども、その名前を私は今言いませんけれども、危険家屋があります。そういったところがありました。

そこでいろいろ勉強しました。特定空家というのがあるんですね。先ほど前者議員が言いましたので細かい説明はやめますけれども、特定空家で場合によれば、そういった危険家屋、これが行政の代執行が可能になっているということを勉強させてもらいました。いろんなインターネットとか調べさせてもらいました。

そうしたら、これはそれに該当するんじゃないかなと思いました。正直言いますと、近所の方にもいろいろ聞きました、私もいろいろ調べました。行政にもお話ししたと、危険だから家屋が。ですけれども、行政は動いてくれないという話はしておりました。何年も前からやっているんやと話をしました。ただ、それは雑談の中でぼそぼそと言ったかも分かりません、それは分かりません。そういったことがありました。

そこで、質問したいんですけれども、いつ倒壊するか分からない危険家屋がある場合、常日頃でも危ないんですけれども、1分1秒を争う南海トラフ大津波のとき、1分1秒を争って逃げなければなりません。逃げるときはできるだけ最短距離で避難場所まで行けるのか、これが住民の命に関わる。これ大事なんですね。

ところが、それをわざわざ遠回りせざるを得ないと。当然、南海トラフ地震が起きたときにぽっと倒れないと思っていでも倒れる場合がありますけれども、それはもう倒れる、今もう倒れかかっているんですけれども、倒れるのはもう100%分かっている、こんな状況で遠回りしてわざわざ逃げる、これはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。それで、これは何とかしないといけないと思います。

そこで、町長と副町長にちょっとお聞きしたいんですけれども、その時に川口先生言われました。「岡村さん、これ10年前もこんなやったな」と言われました。「これはちょっと、町長か副町長に私言っときますわ」と言ったんですけれども、そのときに。その話は町長か副町長に言われましたか、最近ですけれどもこの1、2か月の間に。

それをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は聞いておりません。

入江康仁議長

中場副町長。

中場幹副町長

川口先生からは聞いておりません。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

川口先生、お忙しい方なので、機会があったときに話しするんだろうと多分思います。そういったことでございまして、そこでお聞きしたいんですけれども、法に基づく特定空家に該当する条件はどういった条件が必要なんでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、今特定空家、前者議員も言われたので、まず特定空家の定義をお話しさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項では建築物又はこれに附属する工作物であって住居その他の使用がなされていないことが常態であるものが該当します、国土交通省によりますと、1年以上誰も住んでいない状態、1年以上何も使われていない状態……。

入江康仁議長

町長、2番目やと。途中だけどすみません。

尾上壽一町長

ごめんなさい。もう一度、一から出直しますね。

空き家の定義というのが、この特別措置法において、建築物又はこれに附属する工作物であって住居その他の使用がなされていないことが常態であるものが該当します。

国土交通省によると1年以上誰も住んでいない状態、1年以上何も使われていない状態、そのような状態の住宅を空き家と定義していると認識しております。

（「議長、答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

答弁漏れなら、岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

普通の空き家ではなく、特定空家の定義をちょっとお聞きしたかったんですけれども、特

定空家。

（「空き家の中に特定空家があるんですよね」と呼ぶ者あり）

（「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

こちらへ来てしてくれる。答弁じゃないから、答弁不足。ここでやってください。

尾上壽一町長

認定する条件というのがありまして、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切で、周囲に悪影響を及ぼすおそれがあるものと認識しております。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

お聞きします。

町内で特定空家、今まで何戸指定して、何戸代執行までいったのか、ありましたらお願いします。

（「議長、担当から答弁いたさせます」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

今まで町が認定した特定空家の件数ですが、4件となっております。そのうち、略式代執行と行政代執行をしたものが2件となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

特定空家、それから代執行4戸と言いますけれども、この4戸、どうして発見したと言いますか、発見したきっかけとそれは海山地区に何戸、紀伊長島地区に何戸あるものか、その2点についてお聞きします。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

発見したのは確か住民からの相談だったと認識しております。

そして、海山地区になりますと1件、紀伊長島地区が3件となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今、住民からの相談みたいと言われました。

私、陳情も必要じゃないかと思ったんですけども、実は海山地区でもご近所の方に聞いたんですけども、役場に何回か言っているという話もあったんですけども、それは何かの認識で入れ違いがあったと思います。

住民の相談だけでよろしいんですね、ということで分かりました。

それで、特定空家、よろしいですか。

（「ちょっと答弁よろしいですか、議長すみません、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特定空家に認定するというのは、空家等の対策委員会で指定しなければいけないですし、そしてその後直ちにいけるかというのをそれを適切に管理してくださいということで、助言、指導、勧告、命令とこの手順を踏まないと特定空家と委員会等で指摘されてもやっていけないという。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

分かりました。その辺もちょっと勉強させてもらっていますけれども、私言いましたのは、特定空家の指定、これは自主防災会長とか区長が指定するものではなく、役場なんですね。聞きますと、特定空家の指定するときに、多分ここもあると思うな、空家対策協議会という

のが、つくらなければならないとちょっと聞いているんですけども、その空家対策特別協議会は紀北町にあるかないか、あるでしょうけれども、こういったメンバーが入っておるか、教えられる範囲内で教えていただきたいと思います。

以上お願いします。

(「担当からお願いします」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

空家等対策協議会は本町にもございます。それで構成委員といたしましては、町長のほか地域住民、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者、その他町長が必要と認めるものとなっております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

今のメンバーにつきましては私が調べたのも大体合っています、ほぼ不動産業者とか地域住民、こういった方は入るんだと思います。地域住民は多分、私の想像ですけども、海山地区なら海山地区の地域住民、あるいは長島地区なら長島地区の地域住民、多少分かっている人が入るんじゃないかと思っています。

それで、特定空家の指定の手順、結構難しいというか結構長いんです、確かに。

指定を協議会でしたと、あるいは指導、勧告、命令、それでも命令に従わなければ、行政代執行というようなことがあると思います。

それで、特定空家に指定されたという所有者のリスクがどんなものか、分かりましたらお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの議員にもお答えさせていただきました。

特定空家の所有者が分かっていたりすると、5分の1負担していただくと先ほどお話しさせていただきました。そういうのはあります。

ただ、それは空き家であるというのが、いま管理不全についても空き家であるということでこの措置法が動いていると私は認識している、間違えていたらちょっと分かりませんが、ですからその住居にもしも人が住んでいたりすると、ブロック塀撤去補助金とか危険木の除去、そういった補助金を使って、その自らの所有者が自ら管理をしていくのが今の制度だと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

住んでいるかどうかという、どうもちょっと誤解しておる方もみえたと思いますけれども、空き家、もしその所有者が名古屋の人だったとします。そして、20年間放りっぱなしと、それは本当の空き家です。

それは分かりますよね。住んでなければ、住んでると思ってるんじゃないかなと思いますけれども、住んでないとそういう状況があるとそういったとこだと思いますけれども。

それでは、最終的な、とにかくもう一度そういった特定空家とか危険空家、それにつままして執行部が紀北町内でもう一遍調べていただきたいなと思っています。自ら調べていただいて、なおかつ町民からも聞いて抽出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その議員がおっしゃるのが当てはまるかどうかは分かりませんが、空き家等に対しては、固定資産税の送付などするときに、そこにこういう危険な状態ですよとか、そういうご案内してるんじゃないかな。そういう形でやっています。もし住居が違ふ、名古屋に今みたいにあるのであれば、ということで合っているよな、はい。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

町長言われたのは、建前だと思います。私いろいろちょっと確認してますので、調べてますので、細かいことはここで言いませんけれども。それは建前で、そうすべきやと思います。

私は危険空家につまましては、行政の使命の一つは町民の財産を守る、町民の命を守るの

が、町行政の大きな使命の1つだと思います。それにつきまして、できましてお願いしたいと思います。

ちょっとまともに入ってもよろしいでしょうか。あと5分ですので。

2点ですね。まず、1つ目のDX推進。DX推進で、行政や住民の利便性を高めることは評価できますが、莫大なお金を突っ込みDX推進を行ったとしても、高齢者のデジタル活用が苦手な人々が活用できなくては、宝の持ち腐れになってしまいます。デジタル活用が苦手な方でも、恩恵を受けること、特に健康問題とかいろいろなことで、恩恵を受けることができるように、早急に地域おこし協力隊や地元のデジタル支援員、例えば集落支援員を起用した応援体制をつくり、住民が受け入れやすい活用能力アップのデジタル協力、デジタル能力アップの施策をプッシュ式で行ってもらいたい。やるから出てこいじゃなくて、自分から行くと、プッシュ式ですね。これを積極的にやっていただきたいこう思います。それが1点でございます。

2つ目の問題で、法律や条例もあって住民の財産と命を守るのが行政の重要な使命の一つであります。南海トラフ地震が襲来する前に、避難に支障のある危険空家等を法律の手順を踏んで、強引にではなくて法律の手順を踏んで、その所有者等に懇切丁寧に説明しながら、ところが所有者が当然名古屋におるか東京におるか分かりませんが、そして特定空家に指定していただいて、いろんな施策、さっきの補助金とか僕は今日初めて聞きましたが、場合によっては強制代執行まで早急にやっていただきたいと。今すぐ動いていただきたいなと思っております。

個人的な、私もいろいろなこと、ちょっと下調べしております。この場でちょっと言えませんが、担当者にもたお話しさせてもらいますけれども、ということでございます。

以上、2つのことについて、町長のほうからすぐ取り組んでくれるかどうか、これのご返答をお願いします。

よろしいでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

DXについては、そのようにいろいろと手段を考えて町民の皆様が使えるようにしていきたいなと思います。

それと、例えば危険空家の話しされましたよね。危険空家が特定空家に認定されるかどうか

かで、やっぱり特措法が効いてくると思います。

それで、先ほど申し上げたように、もし所有者がはっきりしていて、特定空家になる前に解体したいというときは、今回倍額20万7,000円だった補助金を40万円に変えて、10件だったのを20件に増やしました、解体補助金、除却の補助金。

もし今議員おっしゃるように名古屋にいて崩したいと言うなら、そういうこともできるんじゃないかと思います。ただ、法的な部分でどこまでが特定空家でどこまでが自分自身で除去するのかという話です。

それと、特定空家になってからの除去というのは、確かに大事なんですけれども、我々としては、その以前に指定される以前に崩していただきたいと、除去してほしいという考えがございますので、今ブロック塀とかこういった除去の補助金をしておりますので、議員がおっしゃるようなことが法的な枠の範囲の中でどこまでできるかというのを確認しながら進めていきたいと思っています。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今さっき、補助金が二十何万円とか四十何万円とか言いましたけれども、例えばさっき前者議員が言いました5分の2とか5分の1の補助とは違うんですか。

例えば、解体、私の想定ですよ、300万かかったとします。そのうちのどれぐらい補助は可能なんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども木造住宅の解体工事というものがございまして、耐震0.7とかいろいろ条件があるんですけれども、それに当てはまったものは1件につき40万円の補助金に今なっています。

それで、紀北町、今年度20件の予算をさせていただきまして、そういうことでもう全ての方が22件だったかな、最終的に。予算の限りでやっていますのでなりました。

それと、特定空家に指定されたときが、本人の解体補助というのが、先ほどの議員に答えさせていただいたのが、その国と町と個人の案分でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

分かりました、四十何万円というのは普通の空き家のことだということですね。私は、想定していますのは、特定空き家になると思います、特定空き家なのでそうなると思います。

具体的なことはまた今後相談したいと思いますが、何らかの特定空き家の制度を使って前向きに取り組んでいただけるという確約をいただければ、あとは私のほうでいろいろと話させていただきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

入江康仁議長

これで、岡村哲雄議員の質問を終わります。

なお、奥村仁議員ほか2人の質問者については、12月18日の本会議の日程といたします。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

(午前 11時 52分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 3月 14日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 脇 昭博